

令和5年度交通遺児就学奨励金のご案内

1 給付の対象となる条件

次の①～③の要件を全て満たしている生徒を対象とします。

なお、給付を希望する生徒の保護者に対して給付します。

- ① 交通遺児であること ※ 次の(1)～(3)の要件を全て満たしていること
 - (1) 父、母またはその両方を交通事故により失った生徒
 - (2) 広島県内の小学校、中学校、高等学校、高等専門学校及び特別支援学校並びにこれらと同等の課程をもつ専修学校または各種学校に就学中の遺児
 - (3) 遺児を保護している父または母が、現在も婚姻(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同等の事情にある場合を含む)していないこと

- ② 遺児、保護者ともに広島県内に住所を有する者であること

- ③ 経済的に困窮している世帯であること ※ 次の(1)(2)のいずれかに該当していること
 - (1) 令和5年度において生活保護の受給が決定されていること
 - (2) 令和5年度中に、次のア～エのいずれかに該当していること
 - ア 小・中学校、特別支援学校の児童、生徒の保護者で就学援助を受けている者
 - イ 高等学校、高等専門学校、専修学校・各種学校の生徒の保護者で、就学支援金等、授業料の減免または授業料等軽減補助金を受けている者
 - ウ 地方税法にもとづく個人事業税の減免又は市町村民税の非課税・減免を受けている者
 - エ その他、これらに準ずると認められる者

2 給付額

40,000円 ※ 支給回数:年1回

3 給付方法

本会から申込書に記載された保護者名義の口座へ直接振込します。

奨学金に申し込む生徒は11月17日までに進路指導部 奨学金担当までご相談ください。